

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日になるときは、その翌日)

目次

◇告 示 健康保険法による保険医の登録

土地改良事業の認可

土地区画整理事業の施行の認可

◇正 誤 昭和三十二年十月鳥取県告示第八百三十一号中訂正

告 示

鳥取県告示第五十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十七年一月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五十七号

大鴨土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(小鴨地区暗きよ排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十七年一月十九日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十七年一月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五十八号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)第四条第一項の規定に基づき、倉吉市生田第二土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年一月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の住所及び氏名

倉吉市生田四四一番地	水谷 昭一
倉吉市生田四三八番地一	生田 芳治
倉吉市生田四一〇番地一	水谷 勲
倉吉市生田四四三番地	水谷 茂
倉吉市生田六五六番地	水谷 実

氏 名	江 頭 健 三	登録の記号及び番号	鳥南第三〇二号	登録の年月日	昭和四十六年十二月二十五日
-----	---------	-----------	---------	--------	---------------

倉吉市生田四四一番地 水谷 辰三郎
 倉吉市生田四一四番地 水谷 久
 事業施行期間

昭和四十七年一月二十五日から昭和四十七年三月三十一日まで
 施行地区

倉吉市生田字隈田の一部
 倉吉市生田字藪外の一部

土地区画整理事業の名称
 倉吉市生田第二土地区画整理事業

事務所の所在地
 倉吉市巖城三六六番地一
 (有限会社 高力内)

施行認可の年月日
 昭和四十七年一月二十日

事業年度
 昭和四十六年度

公告の方法
 倉吉市巖城三六六番地一

有限会社高力前に掲示する。

正 誤

昭和四十六年十月鳥取県告示第八百三十一号(解除予定の保安林について)中次の箇所が誤りがあったので、訂正する。

頁 誤 正
 十二 上 七 平ル畑右 字平ル畑右

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】